第十八条第十二号中「独占的状態に係る事件に関する審決及び」を削り、「排除措置命令」の下に「及び競争回復措置命令」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　課徴金の徴収に関すること。

第十九条中「独占的状態に係る事件に関する審判開始決定、」を削り、「及び課徴金」を「、課徴金」に改め、「納付命令」の下に「及び競争回復措置命令」を加える。

第二章を削る。

第三章中第二十二条を第二十一条とし、同章を第二章とする。

附則第五条を削る。

附則第四条中「附則第二条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第三条第二項を削り、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（官房総務課の所掌事務の特例）

第五条　官房総務課は、第八条各号に掲げる事務のほか、附則第二条各号に掲げる事務をつかさどる。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（官房の所掌事務の特例）

第二条　官房は、第二条各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号。附則第七条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（これらの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）に関すること及び審決に関すること並びに当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。

附則に次の一条を加える。

（平成二十五年改正法による改正前の独占禁止法により置かれる審判官の定数）

第七条　平成二十五年改正法による改正前の独占禁止法第三十五条第八項の政令で定める審判官の定数は、五人とする。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第七号中「置かれる審判官」を「置かれていた審判官」に改める。

別表第一公正取引委員会の項中「（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第七項に規定する審判官は当該官房に属するものとする。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続（同法附則第二条の審判手続をいう。）に係る事務が終了するまでの間における第二条の規定による改正後の職員の退職管理に関する政令第十三条第一項第七号及び別表第一の規定の適用については、同号中「置かれていた審判官」とあるのは「置かれ、又は置かれていた審判官」と、同表公正取引委員会の項中「官房」とあるのは「官房（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第七項に規定する審判官は、当該官房に属するものとする。）」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第十六号中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「及び産業教育」を「並びに産業教育」に改める。

第三十五条第十号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第三十八条第二号から第七号までの規定中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第四十条第一号及び第四十三条第一号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三